

## 平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う関係告示の一部改正等について

### 1 趣旨

障害福祉サービス等報酬改定検討チームでの議論等を踏まえ、所要の関係告示の改正等を行うもの。

### 2 障害福祉サービス等報酬改定に係る改正内容

- 改正内容は別紙のとおりとする。
- その他、補足給付の経過措置の延長等所要の改正を行う。

### 3 根拠条文

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 3 項第 1 号、第 30 条第 3 項第 1 号、第 51 条の 14 第 3 項及び第 51 条の 17 第 2 項並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 1 号、第 21 条の 5 の 4 第 3 項第 2 号（これらの規定を同法第 21 条の 5 の 13 第 2 項において読み替えて適用する場合を含む。）第 24 条の 2 第 2 項第 1 号（同法第 24 条の 24 第 2 項において読み替えて適用する場合を含む。）、第 24 条の 26 第 2 項 等

### 4 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日（予定）